

令和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02291

研究課題名（和文）教育勅語の通史的研究 解釈・学校行事・教材としての観点から

研究課題名（英文）A holistic historical study of the Imperial Rescript on Education

研究代表者

小野 雅章（ONO, Masaaki）

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：70224277

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、教育勅語の成立過程から廃止までを通史的に検討したものである。これまでの教育勅語研究が、時期的には明治期に集中し、研究対象は、内容分析、解釈、学校儀式の成立過程、不敬事件などに限定されていた。

こうした研究状況を克服するため、本研究は、教育勅語の成立過程とともに、その実施過程として、大正・昭和期へと拡大し、これを通史的に検討し、時代の変遷に従い、教育政策や教育実践のなかで、その理念がどのように変化してきたのかを検討した。具体的には、それぞれの時代における教育勅語の釈義とその変化、学校儀式に取扱い、そして、国定教科書における教育勅語の教材化の実態に焦点をあて、その実態を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の教育勅語研究は、その成立過程や祝祭日学校儀式における取扱いの究明を中心に行なわれてきた。しかも、考察対象も明治期に集中する傾向にあり、教育勅語の理念による教育の実践が本格化した大正期や昭和戦前・戦中期については、等閑視される傾向にあった。

本研究では、こうした研究状況を克服するために、考察する時代も戦後教育改革期の教育勅語廃止までに拡大し、教育勅語の総体を明らかにすることにつとめた。具体的には、教育勅語の解釈の変化、学校儀式・行事の取扱い、教科書の教材としての教材化の実態を究明した。

本研究により、戦前日本の修身科における教育勅語の教授の実態など、教育勅語の新たな一面を描き出した。

研究成果の概要（英文）： This study targeted the Imperial Rescript on Education from its formation process to its abolition, and clarified it from the following three aspects.

The first point is the change in the interpretation of the Imperial Rescript on Education. The Ministry of Education's interpretation of the Imperial Rescript on Education has changed over time. I clarified this meaning. The second point is the change in the treatment of the Imperial Rescript on Education in school ceremonies. The Imperial Rescript on Education was an important content of school ceremonies on public holidays, but it is also important in other ceremonies. I considered the meaning of this. The third point is the analysis of the Imperial Rescript on Education as a teaching material for textbooks. Through this work, the treatment of the Imperial Rescript on Education as a teaching material was clarified.

From the above consideration, the whole of the Imperial Rescript on Education was clarified.

研究分野：教育史・教育学

キーワード：教育勅語 御真影 学校儀式 国定教科書 修身科 国民学校令施行規則 小学校令施行規則

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

教育勅語は、戦前日本の教育理念を示した基本文書であり、学校教育のみならず日本人の行動様式にも大きな影響を与えた。教育勅語は、歴史教科書で取り上げられているとともに、教育史・教育学にとっても重要な研究対象であった。従来の教育勅語研究は、明治期を主な研究対象の時期にして、海後宗臣、稲田正次などによる成立過程、籠谷次郎などによる教育勅語解釈、佐藤秀夫などによる祝祭日学校儀式と教育勅語の関係、小股恵明などによる不敬事件などについて、貴重な研究の蓄積を重ねてきた。

一方で、教育勅語を基本理念とする教育は、大正期に入り本格化し、1948年6月に国会決議により廃止される迄の間、日本の教育の基本理念であり続けた。教育勅語廃止過程の研究は、戦後教育改革史の一環としての蓄積はあるが、それ以外、大正期以降の教育勅語に関する研究は、決して多い状況にはなかった。研究の時期対象を広げることの必要性は、多くの論考で指摘されてはいたが、必ずしも進捗している状況ではなかった。

2. 研究の目的

本研究は、それまで明治期に集中しがちであった教育勅語研究の対象時期を大正期、昭和戦前・戦中期にまで拡大するとともに、これまでに比較的等閑視されてきた、教育勅語解釈の変遷とその要因、教育勅語「奉読」が三大節学校儀式など皇室関係の儀式から卒業式・入学式、始業式・卒業式など他の学校儀式にも浸透する要因など学校行事と教育勅語との関係、そして、教育勅語が国定教科書の教材として、どのように扱われ、それを子ども達にどう教えようとしたのかという、教材としての教育勅語の実態という三つの側面を明らかにすることにある。

以上のような考察により、戦前日本の教育理念の基本的な枠組みを示した教育勅語が、日本の近代教育のなかでどのように認識され、そして時代の変遷とともに教育勅語そのものの解釈や位置づけがどう変わったのか、という近代日本における天皇・天皇制と教育との関係を明らかにすることを大きな目的にしている。

3. 研究の方法

研究方法は、基本的に文献調査による歴史研究を採用した。以下、その要点について論じることとする。

(1) 教育勅語の解釈の変遷

教育勅語の解釈(釈義)は、発布当初、文部省はその公式解釈の執筆を井上哲次郎に依頼した。これは、井上哲次郎『勅語衍義』上・下(1891年)となるが、結局のところ井上の個人著作に留まった。この要因のひとつには、教育勅語の内容には曖昧なところがあり、それぞれに多様な解釈が可能であったことがあった。実際、教育勅語発布当初から1939年までの間においても、実に306種類の教育勅語の解説書(衍義書)があったことが確認できるほどである。このことは、時代の推移によって教育勅語そのものの解釈にも変更があったことを推測させる事実である。

本研究では、可能な限りの教育勅語の衍義書の収集から開始した。それらの多くについては、日本大学精神文化研究所編『教育勅語関係資料』全15巻(1974~1991年)に多く収載されている。これらと1939年時点の教育勅語衍義書の目録とを照合し、未収集のものをリストアップする。さらに、国立国会図書館の目録などにより、1939年以降の衍義書も把握し、その全体像を把握するように努める。そのうえで、教育勅語解釈を考えるうえで重要な、国定教科書編纂時における文部省による二度の教育勅語解釈の内実について、第二期国定教科書編纂時の教科用図書調査委員会第一部会を中心とした釈義の成立過程、および、国民学校制度への移行を控え、文部省図書局所管のもと「聖訓ノ述義ニ関スル協議会」で修正した教育勅語の釈義、の二つを比較検討し、時代による教育勅語解釈の変化の具体像を明らかにする。

(2) 学校行事における教育勅語の扱い

従来の教育勅語研究では、祝祭日学校儀式における教育勅語「奉読」が式次第に入る過程の研究に集中していたが、本研究では、それ以外の卒業証書授与式(卒業式)や入学式、始業式・終業式などの学校儀式にまで教育勅語「奉読」が式次第の必須になる過程とその要因についての分析を行った。具体的には、府県教育史、学校沿革史、および学校要覧など1890年代から1940年代に至る迄の間の期間について、これらを可能な限り収集し、そのなかの儀式規程など学校儀式に関する記述を分析する方法を採用した。その他、1900年代になると学校儀式に関して論究する研究書も教育関係者から出版されるようになることも確認できるので、国立国会図書館、国立教育政策研究所附属教育図書館などで1900年代から1940年代に至る学校儀式関係の研究書、そして教育関係の雑誌や新聞などの関連論文・関連記事を調査・収集し、その内容を分析した。

こうした作業により、教育勅語の解釈が近代日本の社会状況に連動して、どのように認識され、どう解釈されたのか、そして時代の状況によりその解釈がどのように変化したのか、そして、そのことについて、当時の人々の反応はどうであったのか、この点について明らかにすることにした。

(3) 教材化された教育勅語とその教授・学習の実態

先述のとおり、第二期国定修身教科書以降、教育勅語は教材として修身教科書に掲載されるとともに、その述義を修身科の授業で子ども達に教授した。第一期国定修身教科書において、教育勅語を取り上げたが、全文を詳細に扱うことはなかった。第二期国定教科書以降になると、義務教育最後の段階で、教育勅語の内容を完全に理解させるため、三つの課に分けて教授した。そのために、上述のとおり、教育勅語の釈義を行った。この教育勅語解釈による教授は、第四期修身教科書まで続く。その後、1941年に戦時下の教育改革に対応して、国民学校制度が成立するが、この制度改革を控えた1939年、文部省内に「聖君ノ述義ニ関スル協議会」を設置し、教育勅語の釈義を再度検討するとともに、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の釈義を行い、新たな釈義の下に教育勅語を教授した。教育勅語を修身科の授業でどのように扱うかは、その時々教育勅語観にも直結する。

このような問題意識にたち、本研究では、国定教科書における教育勅語をどのような趣旨で教材としているのかという教材観、それをどのように教えるべきなのかという教材の取扱い、そして、それを当時の教員や教育関係者がどう受け止めていたのか、という教材としての教育勅語を検討した。そのために、第一期から第五期迄の全ての期間の国定修身教科書(児童書・教師用書)、国定教科書編纂趣意書、教育関係雑誌や新聞紙上による記事・論文を可能な限り調査・収集する。さらに、学校所蔵文書の中にある、修身科関係の教授細目、教案、さらには答案などについても収集の対象とする。その時々教材としての教育勅語の扱いと教授の実態を探ることにしたい。

4. 研究成果

上述のような研究方法により、教育勅語について、(1)教育勅語の解釈の変遷、(2)学校行事における教育勅語の扱い、(3)教材化された教育勅語とその教授・学習の実態を主な対象にして、1890年代から1948年6月の廃止までを対象にして、通史的に検討した。最初にそれぞれ三つの各論成果の概要を示したのちに、本研究の全体の成果について論究してみたい。

(1) 教育勅語の解釈の変遷

最初に確認しておかねばならないのは、教育勅語は1890年という時代の制約の中で発せられた勅語である、ということである。1890年当時の日本は、近代化途上にあり、帝国主義の段階にすら入っていなかった。教育勅語は、日本国内のみに通用する道徳観であることが前提になっていた。その後問題となる、「斯ノ道ハ〔中略〕古今ニ通シテ謬中外ニ施シテ悖ラス」(この理念は、歴史的においても、また日本のみならず諸外国でも普遍である)の部分についても無自覚でいられたと推測できる。

ところが、日清・日露戦争を経て日本が早熟ながらも植民地を持つ帝国主義国家となった時点で、この問題が大きな問題となった。主なものとしては、新たに日本の植民地に組み入れられた地域の人々に対して、教育勅語で言及する国民と天皇との関係を有史以来のものと言えるか、あるいは、教育勅語の理念が世界共通のものと言い切れるのか、などをあげることができる。帝国主義国家として列強諸国との協調も重要な外交政策になった時、こうした問題を含めて教育勅語をどう教えるのが問題になった。日清戦争直後の制度化された国定教科書制度であるが、第一期国定修身教科書は、その発刊当時から「忠孝道徳が軽視されている」(『復刻版 国定教科書編纂趣意書 解説文献目録』国書刊行会、2008年、22頁)との強い批判があった。教育勅語の扱いについても、その後の国定修身教科書に比べると軽かった。

日露戦争後、日本の国際的地位が上昇した時期に、国定教科書の改訂が実施された。上述のとおり、第二国定修身教科書を編纂する過程で、文部省内に教科用図書調査委員会を設置し、その第一部会を中心にして国定教科書の教材として掲載する教育勅語の解釈を行った。この時点で、教育勅語は三段構成であることなど、その後の教育勅語解釈の基本をつくり上げた。以降、この解釈による教育勅語の教授が第四期国定修身教科書まで継続した。重要なのは、教育勅語が提示する諸理念である「斯ノ道」は、どこまでを含むのかという問題であるが、この時点では、「『斯ノ道』とは『父母ニ孝ニ』以下『義勇公ニ奉ジ』までを指し給へるなり」(『高等小学校修身書』巻二、75頁)と明記していた。

この解釈を大きく変更したのが、1939年の「聖訓ノ述義ニ関スル協議会」であった。これは、1941年度に国民学校制度への移行に際して、教育勅語の釈義を変更し、その変更した解釈により教育勅語の教授を行った。大きな変化は、教育勅語の段構成であった。従来の三段構成を否定、新たに二段構成とした。そのうえで、教育勅語が提示した道徳観である「斯ノ道」は、どこまでかが議論になった。議論の経緯は別稿に譲るとして、結論を述べれば、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」までを含むものと改められた。これにより、国民が生命を投げ捨てても未来永劫に続く天皇・天皇制の繁栄を助けることが全ての国に共通であるものであるのと解釈が正式に成立した。教育勅語は、中国・東アジア諸国への侵略を進める日本を肯定する教育理念になった。

こうした事実は、教育勅語は、発布当初から一貫した解釈による運用が行われていたわけではないということである。「聖君ノ述義ニ関スル協議会」の議論においても、「現在の要求に応じて解釈することはいゝことだと思ふ。新しい解釈を加へても構はない」(佐藤秀夫編『続・現代史資料9 御真影と教育勅語2』みすず書房、1996年、401頁)などの発言も確認できる。教育勅語の解釈は、その時代状況に対応して、権力の側によって意図的に変更され、その解釈が公式なものとして、教材化などを通して教育に大きな影響を与えたことが指摘できる。

(2) 学校行事における教育勅語の扱い

教育勅語は、その発布の翌日の 1890 年 10 月 31 日に「文部省訓令第八号」を發し、その趣旨徹底を図った。文部大臣芳川顯正は、「式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ參集シテ勅語ヲ奉読シ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ」と「訓示」したことにより、学校儀式で教育勅語「奉読」が重要な次第として導入されるようになった。教育勅語と相前後して發せられた第二次小学校令により、この国の義務教育制度の原型の成立をみた。その第二次小学校令にもとづき、1891 年 6 月に「小学校祝日大祭日儀式規程」が制定され、国家の祝日と大祭日に学校儀式を挙行し、御真影への「拜礼」と教育勅語「奉読」、校長訓話、式歌斉唱を内容とする儀式の挙行を法令により義務化した。こうして、学校は、教育勅語の理念を教化するための重要な「装置」となった。この時点で挙行が義務化された祝祭日学校儀式は、式日そのものが当時の民衆の生活慣行にそくしたものでなかったこと、教育勅語の「奉読」方法や式日唱歌も未整備だった。そうした未整備の部分を統合・再編し、当時の状況に合わせながら、学校儀式の権威を高めようとしたのが、1900 年の第三次小学校令にもとづく「小学校令施行規則」第 28 条による、三大節（一月一日・紀元節・天長節）学校儀式であった。こうして、「君が代斉唱」、御真影「拜礼」、教育勅語「奉読」、校長訓話、式歌斉唱、という祝祭日学校儀式の内容が示された。

この「小学校令施行規則」第 28 条にもとづく学校儀式の次第は、これ以降、この国の学校儀式全般のひな型になった。1910 年代以降に、教育勅語「奉読」式、戊申詔書「奉読」式などの皇室関係の学校儀式、卒業証書授与式、入学式、始業式、終業式など学事関係の学校儀式など、全ての学校儀式の内容が、三大節学校儀式の内容に準ずるものに再編された。学校儀式の歴史を振り返ると、祝祭日学校儀式よりも古くから存在する者が確実にある。近代学校の発足時には、開校式・開講式（始業式）が行われたことが確認できる。この儀式は、府県や地域・学区の関係者出席し、祝詞をあげ、振舞酒など行うような盛大な儀式から、単に開校や授業開始を宣言するだけの簡易なものまで、儀式内容は一定せず、極めて多様であった（府県教育史や学校沿革史などの記述による）。

卒業式は、当時は卒業証書、あるいは卒業証書授与式と称した。当時の学校は、小学校から大学に至るまで、試験により進級や卒業の判定を行った。特に小学校の場合は、等級制による学校編制を行っており、それぞれ小試験の結果により席順を決め、中試験の結果により進級の可否を決め、そして、大試験の結果で卒業の可否を判断した。卒業証書授与（式）は、大試験の当日に、試験の可否が確定した後に行われた。当時の学校は、「近代思想に基づくものであり、個人主義・実学主義の教育観、学問観」（文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972 年）にもとづく教育を実践する「場」であり、卒業は厳しい競争試験に勝利したことを証明するものであった。卒業証書授与とともに試験の結果のみを基準にして、成績上位者には褒賞も行われた。卒業証書授与（式）は、試験という学校行事と一体不可分の関係にあり、卒業する個人に対するものであり、その後一般化する、国民教育としての義務教育を修了し、天皇制国家の国民としての必要な知識・教養を身につけたことを確認する儀式とは全く性格を異にするものであった。卒業証書授与も、儀式形式で卒業を認められた卒業生を集めて、祝辞を含めた儀式を行う場合もあったが、大試験の結果が出た段階で、卒業生一人一人に個人的に卒業証書と褒賞を手渡すだけのものなど多様であった。こうした卒業式の在り方に変化がみられるようになったのは、1880 年代中頃以降の学校観の変化によるところが大きかった。教育勅語の発布以降、祝祭日学校儀式の内容が整備され、1900 年の「小学校令施行規則」第 28 条により、三大節学校儀式の内容が法令で規定されると、卒業式もこの儀式内容に準じる内容へと変化するようになった。卒業証書授与式に若干遅れながら、入学式、始業式・終業式など学事に関する学校儀式も三大節学校儀式の次第に準じる内容に変化した。こうして、1920 年代になると、皇室関係の学校儀式のみならず、学事関係の学校儀式も三大節学校儀式に準じることが一般的になった。こうして、学校儀式の中で、「君が代」斉唱、教育勅語「奉読」、式歌斉唱、校長訓話というパターンが成立した。

もうひとつ重要な点は、「小学校令施行規則」第 28 条に規定された三大節学校儀式が、中等教育機関の祝祭日学校儀式のひな型になった事実である。戦前日本の中等教育制度の基本的な枠組みは、1899 年 2 月 7 日の「中学校令」改正と「実業学校令」、及び翌 2 月 8 日の「高等女学校令」発布により、その基本的な枠組みが完成した。中学校の教育内容等は 1901 年の「中学校令施行規則」によって規定したが、学校儀式については、第 19 条により「紀元節、天長節及び一月一日ニハ職員及生徒児童学校ニ參集シテ祝賀ノ式ニ行フヘシ」と、三大節学校儀式の挙行を義務付けていたが、儀式の次第そのものについての言及はなかった。「高等女学校令施行規則」、「師範学校規程」でも、それぞれ学校儀式について規定したが、何れも「中学校令施行規則」第 19 条に準ずるものであった。法令レベルでは、儀式の詳細な内容は示さなかったものの、それぞれの学校レベルの儀式規程を確認すると、中学校、高等女学校、師範学校の何れの三大節学校儀式も、「小学校令施行規則」第 28 条に準ずるものであったことを確認することができる。

さらに、中等教育レベルの学校についても、その後、1910 年代以降、皇室関係の学校儀式、学務関係の学校儀式、すなわち、教育勅語「奉読」式、戊申詔書「奉読」式、卒業証書授与式、入学式、始業式・終業式など、何れも三大節学校儀式に準ずるものへの変化した。すでに先行研究で明らかになっているように、三大節学校儀式は天皇・天皇制教化のための有効な「装置」であった。教育勅語発布を契機にして三大節学校儀式が定型化し、その後、ほとんど全ての学校儀式がこの三大節学校儀式に準じた内容に再編されたという事実は、学校教育全体が天皇・天皇制教化のための重要な「装置」となったことを明確に示している。

(3) 教材化された教育勅語とその教授・学習の実態

教育勅語の発布と相前後して、修身教育の方針が変化した。教育勅語発布以前の修身教育、すなわち、森有礼が主導した第一次小学校令による修身教育は、森自身の方針により修身科における教科書の使用が禁止されていたため、修身教科書の検定は行われなかった。ところが、教育勅語発布とほぼ同時期に発せられた第二次小学校令にもとづく「小学校教則大綱」(1891年11月17日、文部省令第11号)は、修身科について、「教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と規定した。この時点で、修身教育は森文政の方針を転換し、教科書を採用し、それにもとづいて教授することになり、1893年頃から多くの文部省検定による教科書が出版されたが、これらは、教育勅語の徳目にもとづいて編纂され、毎学年教育勅語に示された徳目を繰り返す方式を採用したことに大きな特徴があり、一般に「徳育主義」による教科書と称された。

第三次小学校令発布から3年後の1903年に国定教科書制度が導入された。国定教科書制度は、国家が意図する教育内容を教材として採用し、それを直接的に子ども達に教え込むことが可能になるものであった。国定第一期修身教科書である『尋常小学修身書』、および『高等小学修身書』の編纂方針のなかには、教育勅語の趣旨にもとづくことが示されていたものの、その後の国定修身教科書に比べると、教育勅語の扱いは然程重いものではなかった。そのため、この教科書は、忠孝道徳が軽視されている、との批判が続出した。第一期国定修身教科書が編纂された時期は、日清・日露戦間期にあたる。この時期は、権力内部で、教育勅語の改訂・追加・撤回論が検討されていた時期に重なっている。こうした時代状況も教材としての教育勅語の扱いに影響したと考えられる。

日露戦争において、日本はロシアに薄氷の勝利を得た。日本は帝国主義国家に末端に加えられるとともに、君主である明治天皇の権威も確立した。こうした状況の下、1908年には戊申詔書が発布され、明治後期の天皇制国家の再編が行われた。この時期の国民統治の特徴は、日清・日露戦間期に権力内で真剣に検討された教育勅語の改訂・追加・撤回論は影を潜め、国民統治の理念は、基本的部分は教育勅語により、時代の進展による新たな時代状況への対応は新たな詔勅を発するという方式が採用されるようになる。このため、国民統治のための理念の基本的なものとして、教育勅語はそれまで以上に重視されるようになった。

上述のとおり、第二期国定教科書を担当したのは、文部省に設置された、教科用図書調査委員会であるが、その部会のひとつである「第一部 修身」を中心に編纂が行われた。国定第二期国定修身教科書は、「聖旨ヲ奉体セシメンが為ニ勅語ノ語句並ニ全文ニツキテ会得スル所アラシメタリ」(文部省『修正国定教科書編纂趣意書 第四編』1911年、3頁)との方針を示している。この趣旨に従い、教育勅語については、尋常小学校4年生の時点で、ルビ付きで掲載して読むことができるようにし、同5年で重要な語句の意義を解説し、最終学年の6年で3課わたり教育勅語を教材として、その釈義を行った。そのため、それまで区々であった教育勅語の釈義を整理し、教科書に採用するための釈義を行い、それにより、国定第二期修身教科書の教材としての教育勅語の具体像を示した。ここで確立した教育勅語の釈義が、そのまま国定教科書に採用された。就学率が95%を越えた尋常小学校では、この教科用図書調査委員会の釈義をもとにして教育勅語の教授を行ったことにより、この釈義が最もポピュラーなものとなり、国民のレベルにまで広く浸透していった。こうした国定教科書における教育勅語の扱いは第三期国定修身教科書にも、基本的に引き継がれた。

第四期国定修身教科書においても、教育勅語の釈義、第四学年で勅語の全文をルビ付きで掲載すること、尋常小学校最終学年の6年で、教材として三課にわたってその釈義を行うという構成には変更はなかった。一方で、その編纂趣意書では、「殊ニ国定観念ヲ明瞭ナラシム」(文部省『人証小学修身書巻六編纂趣意書』東京書籍、1939年、1頁)ことを明確に示した。第四期国定修身教科書である『尋常小学修身書 巻五』(児童書、5年生用)に、ルビを付さない教育勅語の全文を掲載し、教育勅語を暗誦することを求めた。第四期国定修身教科書において、教材としての教育勅語の扱いはより強化され、天皇を神と仰ぎ奉るような内容へと変化した。

第五期国定修身教科書は、戦時体制下における教育改革として、新たに発足する国民学校制度に対応するものであった。戦時下という新たな時代の教育勅語教育のため、「聖君ノ述義ニ関スル協議会」で、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の釈義とともに、教育勅語の釈義の見直しを図った。教育勅語の釈義については、それまでの三段構成であったものを二段構成としたこと、そして、「斯ノ道」は、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」までを指すとし、国体主義にもとづく天皇制教育は諸外国にも通じると釈義を変更した。国民学校では、こうした教育勅語の解釈をもとに教授がなされた。

以上、教育勅語について、解釈、学校行事(儀式)、教材という三つの側面から考察した。ここから、教育勅語は、その構造が極めて曖昧であり、その時々状況でどのようにでも解釈ができるものであり、その時々為政者の「都合」により、学校儀式や教材のなかで国民統合・動員のための有効な「装置」として機能してきた、との結論を得ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 小野雅章	4. 巻 57
2. 論文標題 象徴天皇制下における祝日学校儀式の展開過程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小野雅章	4. 巻 4号
2. 論文標題 日本近代教育における教育目的と教授法・教科課程の関係史考察 「主体的・対話的で深い学び」の系譜に関する考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 桜美林大学論考 教職研究	6. 最初と最後の頁 39-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 高橋陽一、小野雅章	4. 巻 14
2. 論文標題 教育勅語を伝える コロナキウムの趣旨と討議の概要	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 造形と教育	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小野雅章	4. 巻 14
2. 論文標題 教育史学会の声明と日本教育学会の声明およびWGに報告書にかかわって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 造詣と教育	6. 最初と最後の頁 7-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小野雅章	4. 巻 74
2. 論文標題 戦時下キリスト主義学校に対する天皇崇拜の強制 フェリス女学院歴史資料館の資料が語る事実	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 あゆみ フェリス女学院歴史資料館紀要	6. 最初と最後の頁 1-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野雅章	4. 巻 87巻第1号
2. 論文標題 書評 高橋陽一『教育勅語と共通教化』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 教育学研究	6. 最初と最後の頁 130 132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小野雅章	4. 巻 64
2. 論文標題 図書紹介 地方史研究協議会編『学校資料の未来 地域資料としての保存と活用』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本の教育史学	6. 最初と最後の頁 151-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件(うち招待講演 6件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 小野雅章
2. 発表標題 御真影と教員 教育塔のバイブル『教育塔誌』を読み解く
3. 学会等名 教育塔を考える会 学習講演会(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小野雅章
2. 発表標題 日本学術会議会員任命拒否問題と学問の自由 近代日本の学問への弾圧からの考察
3. 学会等名 原村九条の会 講演会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小野雅章
2. 発表標題 テーマ解説 : 教育史からみる擬洋風校舎 旧開智学校所蔵資料が語る近代教育の「模範
3. 学会等名 旧開智学校校舎国宝指定記念シンポジウム「旧開智学校校舎の価値とこれからの活用にむけて」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小野雅章
2. 発表標題 教育勅語と近代日本 その構造と思想
3. 学会等名 TAMA市民大学（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小野雅章
2. 発表標題 学校儀式と「日の丸」「君が代」
3. 学会等名 良心の自由を！声をあげる市民の会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小野雅章
2. 発表標題 「御真影奉護」の歴史と現在 奉揚所・奉安所・奉安殿
3. 学会等名 第四回歴博基盤研究「学知と教育から見直す近代日本の歴史像」公開研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 小野雅章、広田照幸、中嶋哲彦、米田俊彦他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 世織書房	5. 総ページ数 283
3. 書名 教育勅語と学校教育 教育勅語の教材使用問題をどう考えるか	

1. 著者名 宮坂朋幸、小野雅章、塩原佳典他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 大阪商業大学	5. 総ページ数 216
3. 書名 学校所蔵史料の総合的研究 近世から現代に至る学校と地域の関係史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------